

【事例3】管理区域の漏洩線量測定を自施設で実施しているが、測定用線量計の校正を正しく実施していない

○指導事項：漏洩線量測定は、正しく校正された線量計で測定を実施すること

○指導根拠：文部科学省通知文、厚生労働省通知文、一般的な原則

### 文部科学省の通知

測定器は、国家標準とのトレーサビリティが明確になっている基準測定器又は数量が証明されている線源を用いて測定を実施する日の1年以内に校正されたものを使用すること。

【出典】平成12年10月23日付科学技術庁原子力安全局放射線課長通知「国際放射線防護委員会の勧告（ICRP Pub. 60）の取り入れ等による放射線障害防止法関係法令の改正について（通知）」

### 厚生労働省の通知 放射線測定器による実測値に基づく放射線の量の評価方法

放射線測定器には、場所に係る線量を測定するものと個人の被ばく線量を測定するものがあるが、それぞれの放射線測定器を校正する換算係数が異なることに留意すること。このことから、場所に係る線量の測定に用いる放射線測定器は、JIS規格に基づいて適正に校正されたものを使用することを原則とすること。

ただし、標準線源等で定期的（最低1年間を超えない期間）にチェック又はメーカーで性能等が確認された測定器も、校正された放射線測定器に準ずるとみなして差し支えないこと。

【出典】医薬発第188号. 医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（平成13年3月12日）（各都道府県知事あて厚生労働省医薬局長通知）

### 一般的な原則 取扱説明書に従う必要がある

よりよい精度を維持する必要がある場合には、取扱説明書に規定される以上の労力を払う必要がある（確保すべき不確かさが小さければ、校正の質の向上をさせる必要がある）

#### ※劣化の速度を考慮する必要がある

劣化の速度が速いと、校正の間隔を短くする必要がある。

#### ※保健所よりお願い

・自施設で漏洩線量測定を実施する場合や、測定器を貸し出している機関の皆様、線量計の校正は、お金がかかりますが、安全な医療の提供のためには、正しい測定の実施が必要です。漏洩線量測定は、自施設の職員の安全を守るだけでなく、医療機関におかかりの一般の方の安全を守るためでもあります。必ず、適正に校正された線量計を使用して測定を実施して下さい。

・測定器を貸出ししている機関の方は、正しい測定方法も、貸出先に指導して頂けると助かります。近頃では、間違った測定方法や、実際には測定を実施していないのに、実施していることにしている医療機関も見受けられます。専門の職員がみれば、直ぐ分かりますので、正しい測定の実施にご協力お願いいたします。

